

「新入学(園)児童・幼児等を交通事故から守る運動」推進要領

目的	新入学(園)シーズンを迎え、新たに通学・通園する子供たちに対し、車社会に順応できる交通安全知識を身につけさせ、安全で正しい交通行動を習慣づけるとともに、その安全を確保するための効果的な諸対策を講じて、交通事故から児童・幼児等を守ることを目的とする。		
期間	平成31年4月6日(土)～30日(火)	主唱	奈良県交通対策協議会
推進要領	本運動の輪が、地域、職場、学校・園及び家庭などに幅広く浸透し、住民の自主的参加と関係機関・団体などの積極的な対応がみられるように地域ぐるみ、家庭ぐるみの取り組みに配慮するとともに、実情に即した交通安全活動の積極的推進に努め、本運動の効果的な展開を図る。		
重点推進事項	実 施 内 容		
広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種広報媒体を活用し、本運動の趣旨の徹底、交通弱者に対する思いやりのある交通行動の励行などを強調した広報啓発に努める。特に、家庭を中心とした安全啓発とその実践を広く呼びかける。 (2) 新入学(園)児童・幼児等とその保護者に対して、日常生活で安全に道路及び通学(園)路を通行するための交通安全広報啓発を促進する。 (3) 新入学(園)児童・幼児等へ、夕暮れ時・夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品等の着用を推進する。 		
道路交通環境の整備	通学(園)路、生活道路などの点検活動を強め、子供の安全と利便性に配慮した、人優先の交通安全施設の整備改善に努める。特に、飛び出しマーク、自転車の安全通行を確保する施設などの整備、安全通行を阻害している路上物件の放置、道路の不正使用、違法駐車などをなくすための自主規制活動の推進に努める。		
交通安全教育指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新入学(園)児童・幼児等については、規則正しい生活行動を習慣づける指導を強化し、同時に交通ルール・マナーを理解させ、身近な交通環境に対して安全に行動できるよう参加・体験・実践型教育手法を活用するなど、具体的、実践的な安全教育を推進する。 (2) 母親教室など各種研修会の開催に努め、母親などの指導力を高めて家庭における子供の安全教育を推進する。 (3) 児童・幼児等を対象とした交通安全組織の結成並びに既存組織の育成強化を図り、地域、学校・園、家庭が一体となった組織的安全教育活動を強化する。 (4) 自転車の安全利用については、「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルールの遵守・マナーの向上と点検整備(TSマーク)についての指導を徹底するとともに、自転車保険の加入について啓発する。 		
	 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p align="center">◇◇自転車安全利用五則◇◇</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ○ 夜間はライトを点灯 ○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 5 子どもはヘルメットを着用 </div>	 第一種 TS マーク	 第二種 TS マーク
母親組織の安全活動	交通安全母の会などの母親組織が主体となって、「交通安全は家庭から」という認識のもと、交通安全活動を積極的に推進する。		
街頭活動の実施	関係機関・団体相互の連携を強化し、登下校(園)時における通行方法の指導、横断などの保護・誘導活動などの実施に努め、組織ぐるみ、地域ぐるみで交通安全活動を推進する。		
安全運転の励行	運転者に対して、あらゆる機会を利用して、子供たちに配慮した「ゆとり」「思いやり」「ゆずり合い」の精神をもった安全運転を励行するよう啓発する。特に、通学(園)路、生活道路などを通行する車両の運転者に対する広報啓発を促進する。		